

■発行/八王子市 編集/産業政策課 〒192-8501 元本郷町三丁目24番1号 ☎620・7252(直通) FAX627・5951
■ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/sangyo/049278.html>



※商品券には偽造防止策が施されています。

プレミアム付商品券とは

八王子市では、地域の消費喚起を高めるため、1セット5,000円で、1,000円券6枚の6,000円分のプレミアム付商品券を販売することとなりました。市内の小売店や飲食店などの店舗でお使いいただけます。プレミアム率20%と大変お得な商品券ですので、ぜひ買い求めください。

あわせて市民の方の生活支援を目的とした子育て・教育応援券(18歳以下の方1人2,000円分の商品券)、高齢者支援券(75歳以上の方1人1,000円分の商品券)を発行します(基準日あり)。

八王子市プレミアム付商品券の特徴

(購入整理券の送付)

八王子市では、市内全世帯の方に6月10日ごろから、購入整理券を順次郵送します。

この購入整理券と引き換えに、1世帯で1セット購入することができます。購入整理券の譲渡はできません。

(応援券・支援券の送付)

八王子市では、この事業の目的の一つである生活支援のため、子育て・教育応援券と高齢者支援券を該当の世帯に郵送します。6月6日ごろから、書留郵便で順次郵送します。

※購入整理券、応援券・支援券ともに、基準日(平成27年4月1日)に八王子市に住民登録のある方を対象としています。

詳細は、次のページからご紹介します。

購入整理券等の送付について

購入整理券、応援券・支援券は郵送いたします。住民登録や年齢については、基準日で判断します。
基準日：平成27年4月1日



18歳以下の方が
いらっしゃる世帯

商品券
1,000円

子育て・教育応援券
18歳以下の方1人につき2枚と

購入整理券



75歳以上の方が
いらっしゃる世帯

商品券
1,000円

高齢者支援券
75歳以上の方1人につき1枚と

購入整理券

上記以外の世帯

購入整理券

※購入整理券は1世帯1枚です。

※子育て・教育応援券、高齢者支援券は市から無償でお送りするものです。また、書留郵便でお送りしますので、不在の場合、郵便局に受け取りに行ってください場合があります。

商品券の購入方法

1次販売：平成27年6月15日（月）～30日（火）

購入方法：購入整理券との引き換え販売になります。

購入整理券1枚で1セットの販売となります。

販売場所（全て八王子市内です）

多摩・西武 各信用金庫 月～金 9時～15時

八王子市農業協同組合 月～金 9時～15時

郵便局 月～金 9時～17時（八王子局・西局・南局は19時）

（八王子局は、上記以外に土曜日 9時～15時）

恩方市民センター・由木東市民センター 平成27年6月28日（日）10時～16時



2次販売：平成27年7月15日（水）～31日（金）（予定）

2次販売は1次販売で売れ残りがあった場合に行います。

売り切れ次第終了します。購入整理券での優先販売はありません。

1世帯あたりの購入限度数及び販売場所は、1次販売の残数により決定します。

7月10日ごろ市のホームページで発表します。

お問い合わせ

コールセンター 固定・携帯電話：0570-001325（8:30～17:00）

IP・PHS電話：03-6302-8607（8:30～17:00）

開設期間：6月5日（金）～8月10日（月）の平日及び6月28日（日）（左記以外の土日祝祭日は休み）

八王子市産業振興部産業政策課 プレミアム付商品券担当

電話：620-7252（直通） FAX：627-5951 Eメール：b091100@city.hachioji.tokyo.jp

商品券が使える店舗

商品券が使える店舗にはステッカーとポスターを掲示しています（すべて八王子市内です）。

詳しくは、別紙の事業者一覧をご覧ください。

今後追加となった店舗は、八王子商工会議所のホームページで順次発表します。

商品券の利用上の注意

- ・商品券の額面（1,000 円）に満たない利用には、つり銭は出ません。
- ・紛失や破損した場合、八王子市では責任を負いません。
- ・次のものには利用できません。

国、地方公共団体への支払い、公共料金の支払い、換金性の高い商品（他の商品券・ビール券・切手、web マネー、カードチャージなど）の購入

その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの（たばこ）

6 枚つづりの商品券は、ご利用の都度切りはなします。事前に切りはなさないでください。八王子市プレミアム付商品券のご利用は市内の登録店舗に限ります。チェーン店でも市外の店舗ではご利用になれません。



取扱店はこのステッカーが目印



商品券で楽しくお買い物!

その他

商品券利用可能期間

平成27年6月15日（月）から平成27年10月31日（土）まで

- ・利用可能期間が過ぎた場合はお使いいただけません。八王子市では払い戻しもしません。

その他

- ・購入整理券や応援券・支援券をお送りするのは、平成27年4月1日に八王子市に住民登録のある世帯です。ただし、発送日までに転出された世帯にはお送りしない場合があります。これは、商品券の使える店舗が八王子市内に限られているためです。購入整理券や応援券・支援券のお受け取りを希望される場合は、八王子市までご連絡ください。
- ・平成27年4月2日以降に転入された方、生まれた方にはお送りしていません。ただし、2次販売が行われた場合、その時点で八王子市に住民登録のある方であれば、プレミアム付商品券を購入することはできます。
- ・プレミアム付商品券を利用できる店舗等は、予告なく変更となる場合がありますが速やかに八王子商工会議所のホームページでお知らせします。
- ・その他ご不明な点は、右のコールセンターまでご連絡ください。

◆ 市内の商品券取扱事業者の皆さまへ

商品券換金可能期間及び方法

換金期間：平成27年7月1日（水）から平成27年11月30日（月）まで
換金期間を過ぎると換金手続きができなくなりますので、ご注意ください。

換金方法：必要書類とともに次の指定金融機関に持参してください。

金融機関において種類等の確認後に口座に入金します。

【指定金融機関】多摩信用金庫（市内16店舗）、西武信用金庫（市内3店舗）

指定金融機関と取引のない場合は、八王子商工会議所までご連絡ください。

換金手数料：原則無料

注 意 点

- ・商品券は次のような場合には使用できませんのでご注意ください。
 - ①商品券の現金化
 - ②換金性があり、広域的に流通しうるものの購入
（例）他の商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、収入印紙、プリペイドカード、webマネー、カードチャージ等
 - ③国、地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
 - ④その他法律で商品券による購入が禁じられている商品（たばこ）
- ・商品券の額面（1,000円）に満たない利用には、つり銭は出ません。
- ・商品券の利用期限は平成27年10月31日（土）です。期限を過ぎての利用はできません。
- ・受け取った商品券の裏面に店名を記載してください（ゴム印可）。

商品券取扱事業者の登録

- ・登録を希望される事業者で、まだ登録手続きをされていない事業者は、八王子商工会議所に申込書を提出してください。申請内容を精査し、取扱店として該当するかどうか決定します。
- ・登録料はかかりません。
- ・八王子市内に店舗を有する事業者であることなど取扱店参加資格、厳守事項などがありますので、八王子商工会議所ホームページで募集要項等をご確認ください。
- ・登録事業者の店舗名については、八王子商工会議所ホームページに順次掲載し、消費者に周知をはかります。

お問い合わせ

八王子商工会議所 プレミアム付商品券担当

〒192-0062 八王子市大横町11-1

電話 042-623-6311 F A X 042-626-8138

Eメール：info@hachioji-shohinken.com